

平成28年度

年 次 報 告

公害等調整委員会

この報告書は、公害等調整委員会設置法（昭和 47 年法律第 52 号）第 17 条の規定に基づき、公害等調整委員会の平成 28 年度（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで）の所掌事務の処理状況を国会に対して報告するものである。

平成28年度公害等調整委員会年次報告

概 要

第 1 平成28年度の公害紛争の処理状況

1 公害等調整委員会における公害紛争事件（平成28年度）

⇒ 表 1・表 2 (P. 3・6)

【係 属】 52 件

→ P. 1

→ 裁定事件45件（責任裁定22件、原因裁定23件）、
調停事件 7 件

【受 付】 20 件

→ 裁定事件16件（責任裁定 7 件、原因裁定 9 件）、
調停事件 4 件

【終 結】 31 件

→ 裁定事件25件（責任裁定10件、原因裁定15件）、
調停事件 6 件

（平成28年度の係属事件の特徴）

→ P. 1～9

① 騒音をめぐる事件の増加

航空機騒音に関する紛争、幼稚園からの騒音に関する紛争、低周波音に関する紛争など、平成28年度係属事件に占める騒音事件の割合が約 4 割、平成28年度受付事件に占める騒音事件の割合が 7 割を占め増加傾向。

② 公害紛争事件に占める裁定事件の割合が高い水準

平成28年度に係属した事件は52件。うち裁定事件が45件。

受付事件は20件で前年度（16件）より増加、終結事件は31件で前年度（28件）より増加。

③ 小規模事件が多く係属

被害の範囲が比較的小規模な事件が多く係属する傾向。

2 公害紛争処理制度の利用の促進等のための主な取組

(1) 現地調査等の充実

→ P. 10

申請人が主張する加害行為と被害との因果関係の解明が困難な紛争について、必要な調査を実施し、事件の迅速かつ適正な処理を図っている。

(2) 現地期日の開催

→ P. 10

東京から離れた所に在住する当事者の負担軽減を図るため、被害発生地等の現地で審問期日等を開催する取組を推進。

平成28年度においては、計5回の現地期日を開催。

(3) 職権調停による解決

→ P. 10

裁定事件の審理過程で、事実関係や当事者の意向に照らして話し合いによる解決の見通しがある場合、職権で調停に移行して合意形成を促し、迅速かつ適正な解決を図っている。平成28年度に調停成立により解決した裁定事件は4件。

(4) 都道府県公害審査会等との連携

→ P. 14～16

公害紛争処理制度の円滑な運営を図るため、都道府県公害審査会等と、公害紛争処理に関する共通の問題について、情報・意見交換を実施。

(参 考)

① 昭和45年11月の公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）施行以来、平成28年度末までに公害等調整委員会に係属した公害紛争事件数

⇒ 表2 (P. 6)

【係 属】1,005件

→ あっせん事件3件、調停事件730件、仲裁事件1件、裁定事件265件（責任裁定事件165件及び原因裁定事件100件）及び義務履行勧告事件6件

【終 結】984件

→ あっせん事件3件、調停事件729件、仲裁事件1件、裁定事件245件（責任裁定事件153件及び原因裁定事件92件）及び義務履行勧告事件6件

② 平成28年度の都道府県公害審査会等における公害紛争事件数

⇒ 表7 (P. 15)

【係 属】95件

【終 結】56件

③ 平成27年度の地方公共団体における公害苦情受付件数

⇒ 図1・表3 (P. 8・9)

【受付件数】72,461件（対前年度比 3.1%減）

第2 平成28年度の土地利用の調整の処理状況

1 鉱業等に係る行政処分に対する不服裁定事件 ⇒ 表9 (P. 17)

【係 属】7件 【終 結】4件

2 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等

【係 属】41件 【終 結】14件 → P. 17

平成28年度 公害等調整委員会年次報告

目 次

第1章 公害紛争の処理状況	1
1 平成28年度の公害紛争の処理状況	1
(1) 平成28年度に終結した主な事件	1
(2) 係属中の主な事件	2
2 公害紛争の近年の特徴及び課題への取組	7
(1) 近年の特徴及び課題	7
(2) 事件処理における取組	10
(3) 周知・広報活動の取組	13
3 都道府県・市区町村との連携	14
(1) 都道府県・市区町村との情報共有	14
(2) 都道府県公害審査会等を経て公害等調整委員会に係属した事件	16
第2章 土地利用の調整の処理状況	17
1 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定	17
2 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等	17

図表目次

表1 平成28年度に公害等調整委員会に係属した公害紛争事件一覧	3
表2 公害等調整委員会に係属した公害紛争事件の受付及び終結の状況	6
図1 地方公共団体における公害苦情受付件数の推移	8
表3 地方公共団体における公害苦情受付件数の推移	9
表4 平成28年度に公害等調整委員会に係属した公害紛争事件の専門委員の任命状況	11
表5 平成28年度における主な現地調査等の実施状況	12
表6 平成28年度における現地期日の開催状況	12
表7 都道府県公害審査会等に係属した事件の受付及び終結の状況	15
表8 平成28年度に都道府県公害審査会等を経て公害等調整委員会に係属した事件	16
表9 平成28年度に公害等調整委員会に係属した鉱業等に係る土地利用の調整関係事件一覧	17

第1章 公害紛争の処理状況

1 平成28年度の公害紛争の処理状況

平成28年度に公害等調整委員会（以下単に「委員会」という。）に係属した公害紛争事件は、前年度から繰り越された32件（裁定事件29件（責任裁定事件15件、原因裁定事件14件）、調停事件3件）と、28年度に新たに受け付けた20件（裁定事件16件（責任裁定事件7件、原因裁定事件9件）、調停事件4件）の計52件で引き続き高い水準にある。このうち、31件が28年度中に終結し、残り21件は29年度に繰り越された（表1・表2）。

新たに受け付けた事件の件数は、平成25年度（37件）、26年度（20件）、27年度（16件）と近年は減少傾向を示していたが、28年度（20件）は増加した。

なお、これ以外に委員会は、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件において成立した調停条項に基づき、慰謝料額等変更申請を処理している。

(1) 平成28年度に終結した主な事件

ア 大東市における工場からの排出物質に係る大気汚染等による財産被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

平成25年1月9日、大阪府大東市の住民14人から、金属加工会社を相手方（被申請人）として、自宅のアルミサッシの被膜が剥がれるなどの申請人らの財産的被害等は、被申請人の工場から排出される硝酸等を含んだ有害なガスによるものである、との原因裁定を求める申請及び被申請人に対し、損害賠償金合計5,992万2,000円の支払を求める責任裁定の申請があった。

その後、同年5月24日、同一原因による被害を主張する大東市の住民3人から個別に参加の申立てがあり、裁定委員会は、同年6月25日、これらを許可した。

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設けるとともに、平成25年1月29日、原因裁定申請事件を責任裁定申請事件に併合し、3回の審問期日（1回の現地期日を含む。）を開催するとともに、アルミ表面処理技術と金属表面処理工場の環境対策に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、原因裁定申請事件については、平成28年7月5日、本件申請を一部認容するとの裁定を行い、責任裁定申請事件については、同月15日、申請人ら及び参加人らから申請を取り下げる旨の申出があり、それぞれ終結した。

イ 泉大津市における土壌汚染被害原因裁定嘱託事件

平成25年7月2日、公害紛争処理法第42条の32第1項に基づき、大阪地方裁判所から、原告所有土地に隣接する被告Aの営む油槽所からの油の漏えい事故と、同じく原告所有土地に隣接する被告Bの営む油槽所からの油の漏えい事故、それぞれの油の漏えい事故と原告所有土地の油汚染との間の因果関係の存否について原因裁定を求める嘱託があった。

委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、原告所有土地の土壌汚染と被告2名がそれぞれ起こした油の漏えい事故との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、平成28年4月19日、原告所有土地の油汚

染と各漏えい事故との間の因果関係の存否について、因果関係を認めるとの裁定を行い、本事件は終結した。

ウ 江東区における建設工事からの土壌汚染による健康被害原因裁定申請事件

平成26年11月6日、東京都江東区の住民15人から、運送会社及び建設会社を相手方（被申請人）として、申請人らの目、喉、皮膚などに生じた健康被害は、被申請人らが自社のトラックターミナル棟及び社宅棟の建築工事において土地を掘削した際に発生・拡散させた何らかの化学物質によるものである、などとの原因裁定を求める申請があった。

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、3回の審問期日を開催するとともに、建築工事において土地を掘削した際に発生・拡散させた何らかの化学物質と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任したほか、事務局による現地調査等や申請人本人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成29年3月28日、本件申請を一部認容するとともに裁定を行い、本事件は終結した。

(2) 係属中の主な事件

ア 東京国際空港航空機騒音調停申請事件

平成28年9月9日、東京国際空港（以下「本件空港」という。）近隣において事業を営む法人5名から、国土交通大臣を相手方（被申請人）として、本件空港を離着陸する航空機を増便する旨の被申請人策定の計画案が実現すると、南風時の15時から19時までの4時間の間、A滑走路の北側からの航空機の着陸が行われ、1時間あたり14機（4から5分に1機）程度の頻度で申請人らの事業所の約50m真上を航空機が飛ぶことになり、申請人らの人格権及び財産権に対し、受忍限度をはるかに超える甚大な被害が生じることが明白であるとして、被申請人に対し、主位的に、本件空港A滑走路を一切の航空機の北側からの着陸に供用しないこと及び損害賠償金合計5億円を申請人らに支払うこと、予備的に、一切の航空機に対して、本件空港A滑走路の北側から着陸することを許可又は指示しないこと、を求める調停の申請があった。

委員会は、本申請受付後、直ちに調停委員会を設け、1回の調停期日を開催するなど、手続を進めている。

イ 川崎市における幼稚園からの騒音被害責任裁定申請事件

平成29年3月13日、神奈川県川崎市の住民2人から、隣接する幼稚園を経営する学校法人を相手方（被申請人）として、申請人らは、幼稚園から発せられる人声、楽器及び機械音の騒音により、平穏で落ち着いた生活を妨げられ、窓を開けられない生活を強いられるなど、長年にわたり精神的苦痛を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金合計451万円等の支払を求める責任裁定の申請があった。

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

表1 平成28年度に公害等調整委員会に係属した公害紛争事件一覧

	事 件 名	受付年月日	終結年月日
裁 定 事 件	鹿児島県馬毛島における開発工事による漁業被害原因裁定申請事件	H23. 11. 29	H28. 10. 25 棄却
	大東市における工場からの排出物質に係る大気汚染等による財産被害等責任裁定申請事件	25. 1. 9 25. 5. 24 25. 5. 24 25. 5. 24	28. 7. 15 取下げ
	大東市における工場からの排出物質に係る大気汚染等による財産被害等原因裁定申請事件	25. 1. 9 25. 5. 24 25. 5. 24 25. 5. 24	28. 7. 5 一部認容
	仙台市における土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件	25. 2. 22	28. 8. 19 棄却
	大崎市における大気汚染等による健康被害等責任裁定申請事件	25. 4. 11	
	泉大津市における土壌汚染被害原因裁定嘱託事件	25. 7. 2	28. 4. 19 因果関係を認める
	湖南市における鉄粉による大気汚染被害原因裁定申請事件	25. 7. 17	28. 7. 25 調停成立
	鎌倉市における騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	25. 9. 13	28. 6. 28 一部認容
	市川市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	25. 12. 26	
	長野市における建物解体工事からの振動による財産被害原因裁定申請事件	26. 5. 9	28. 9. 13 却下
	横浜市における騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	26. 7. 4	
	横浜市における建設工事からの騒音・振動等による財産被害等責任裁定申請事件	26. 9. 11	28. 6. 21 棄却
	江東区における建設工事からの土壌汚染による健康被害原因裁定申請事件	26. 11. 6	29. 3. 28 一部認容
	鹿児島県馬毛島における開発工事による漁業被害責任裁定申請事件	26. 11. 27	28. 10. 25 棄却
	郡山市における室外機からの低周波音による健康被害等原因裁定申請事件	27. 4. 13	28. 11. 22 棄却
新宿区における解体工事による騒音・振動被害責任裁定申請事件	27. 8. 10	28. 6. 21 棄却	

裁 定 事 件	世田谷区における飲食店からの大気汚染による健康被害等 原因裁定申請事件	H27. 8. 20	H28. 7. 22 棄却
	港区における建設工事による地盤沈下被害原因裁定申請事 件	27. 10. 9	28. 12. 27 調停成立
	宝塚市における研究施設からの大気汚染による健康被害責 任裁定申請事件	27. 11. 4	28. 4. 13 取下げ
	台東区における冷凍庫からの低周波音による健康被害責任 裁定申請事件	27. 12. 9 29. 1. 12	
	大田区における食料品作業場からの悪臭等による健康被害 等責任裁定申請事件	27. 12. 21	28. 6. 15 調停成立
	知多市における工場からの粉じんによる財産被害責任裁定 申請事件	27. 12. 25	
	成田市における室外機等からの騒音・低周波音等による健 康被害等責任裁定申請事件	28. 2. 16	
	墨田区における建設工事からの地盤沈下等被害原因裁定申 請事件	28. 5. 24	
	小諸市における工場からの振動による財産被害原因裁定申 請事件	28. 7. 1	
	和歌山市における工場からの騒音等による健康被害等責任 裁定申請事件	28. 8. 1	
	横浜市における振動・騒音（低周波音）による健康被害原 因裁定申請事件	28. 8. 25	29. 3. 28 調停成立
	台東区における飲食店からの悪臭・騒音被害責任裁定申請 事件	28. 10. 3	
	佐倉市における騒音・振動による健康被害原因裁定申請事 件	28. 12. 9	
	横浜市における運動施設からの騒音・振動による健康被害 原因裁定申請事件	28. 12. 16	
	飯能市における浄化槽からの土壌汚染被害原因裁定申請事 件	28. 12. 26	29. 1. 25 取下げ
	埼玉県杉戸町における騒音・悪臭等による健康被害責任裁 定申請事件	28. 12. 27	
	成田市における室外機からの騒音による健康被害等責任裁 定申請事件	29. 1. 16	
	高知市における工場からの悪臭・騒音等による健康被害等 責任裁定申請事件	29. 2. 6	
	高知市における工場からの悪臭・騒音等による健康被害等 原因裁定申請事件	29. 2. 6	
横浜市における運動施設からの騒音・振動による健康被害 原因裁定申請事件	29. 2. 8		

裁定 事件	千葉市における室外機等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	H29. 3. 9	
	川崎市における幼稚園からの騒音被害責任裁定申請事件	29. 3. 13	
調 停 事 件	徳島市における土壌汚染等による健康被害等調停申請事件	26. 4. 3	H28. 4. 26 調停打切り
	不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件	27. 2. 4 28. 3. 11 28. 6. 10	28. 5. 27 29. 1. 18 29. 2. 13 調停成立
	東京国際空港航空機騒音調停申請事件	28. 9. 9	
	甲賀市における水質汚濁等被害調停申請事件	28. 12. 9	28. 12. 21 回付
	甲賀市における水質汚濁等被害調停申請事件	29. 2. 20	29. 3. 21 移送
合 計		52件 (20件)	31件

(注) 1 「合計」の()内の数字は、平成28年度中に受け付けた事件数で、内数である。

2 このほか、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連し、慰謝料額等変更申請を4件受け付けた。

表2 公害等調整委員会に係属した公害紛争事件の受付及び終結の状況

(単位：件)

区分 年度	あっせん			調停			仲裁			裁定			義務履行勧告			計			
	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	係属	うち 新規 受付	終結	未済
昭和																			
45・46	0	0	0	8	1	7	0	0	0	-	-	-	0	0	0	8	8	1	7
47	0	0	0	14	2	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	14	2	19
48	0	0	0	36	8	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	36	8	47
49	0	0	0	20	26	41	0	0	0	6	2	4	0	0	0	73	26	28	45
50	0	0	0	45	22	64	1	0	1	2(1)	1	5(1)	0	0	0	93	48	23	70
51	0	0	0	55	43	76	0	1	0	2	3(1)	4	0	0	0	127	57	47	80
52	0	0	0	62	33	105	0	0	0	0	2	2	0	0	0	142	62	35	107
53	0	0	0	42	89	58	0	0	0	1(1)	2	1(1)	0	0	0	150	43	91	59
54	0	0	0	48	36	70	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	107	48	36	71
55	0	0	0	34	49	55	0	0	0	1	1(1)	1	0	0	0	106	35	50	56
56	0	0	0	45	33	67	0	0	0	0	0	1	0	0	0	101	45	33	68
57	0	0	0	48	40	75	0	0	0	1(1)	0	2(1)	0	0	0	117	49	40	77
58	0	0	0	42	46	71	0	0	0	0	1	1(1)	0	0	0	119	42	47	72
59	0	0	0	31	40	62	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	103	31	40	63
60	0	0	0	31	38	55	0	0	0	1	1	1(1)	0	0	0	95	32	39	56
61	0	0	0	31	61	25	0	0	0	1	0	2(1)	1	0	1	89	33	61	28
62	0	0	0	25	29	21	0	0	0	3	0	5(1)	0	0	1	56	28	29	27
63	0	0	0	14	22	13	0	0	0	1(1)	6(2)	0	0	0	1	42	15	28	14
平成 元	0	0	0	11	18	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25	11	18	7
2	0	0	0	21	14	13	0	0	0	2(1)	1(1)	1	0	1	0	30	23	16	14
3	0	0	0	5	16	2	0	0	0	1(1)	2(1)	0	0	0	0	20	6	18	2
4	0	0	0	3	1	4	0	0	0	3	0	3	0	0	0	8	6	1	7
5	0	0	0	10	5	9	0	0	0	2	0	5	0	0	0	19	12	5	14
6	1	1	0	2	4	7	0	0	0	2	0	7	0	0	0	19	5	5	14
7	0	0	0	2	2	7	0	0	0	0	0	7	0	0	0	16	2	2	14
8	0	0	0	4	4	7	0	0	0	6(1)	0	13(1)	0	0	0	24	10	4	20
9	0	0	0	1	2	6	0	0	0	4(1)	0	17(2)	1	0	1	26	6	2	24
10	0	0	0	1	1	6	0	0	0	1(1)	15(1)	3(2)	0	1	0	26	2	17	9
11	0	0	0	1	1	6	0	0	0	3	3(1)	3(1)	0	0	0	13	4	4	9
12	0	0	0	2	5	3	0	0	0	2	1	4(1)	0	0	0	13	4	6	7
13	0	0	0	3	3	3	0	0	0	3	1	6(1)	0	0	0	13	6	4	9
14	1	0	1	2	1	4	0	0	0	4(2)	5(1)	5(2)	0	0	0	16	7	6	10
15	1	2	0	2	2	4	0	0	0	8(4)	4(1)	9(5)	0	0	0	21	11	8	13
16	0	0	0	0	2	2	0	0	0	3(2)	3(1)	9(6)	0	0	0	16	3	5	11
17	0	0	0	1	2	1	0	0	0	7(4)	6(4)	10(6)	1	0	1	20	9	8	12
18	0	0	0	0	0	1	0	0	0	6(1)	5(4)	11(3)	0	1	0	18	6	6	12
19	0	0	0	1	1	1	0	0	0	5	3(1)	13(2)	0	0	0	18	6	4	14
20	0	0	0	1	1	1	0	0	0	9(4)	6	16(6)	2	1	1	26	12	8	18
21	0	0	0	1	0	2	0	0	0	23(13)	11(4)	28(15)	0	1	0	42	24	12	30
22	0	0	0	3	4	1	0	0	0	24(11)	15(9)	37(17)	0	0	0	57	27	19	38
23	0	0	0	5	5	1	0	0	0	24(11)	17(6)	44(22)	0	0	0	67	29	22	45
24	0	0	0	5	3	3	0	0	0	23(10)	29(12)	38(20)	1	1	0	74	29	33	41
25	0	0	0	5	6	2	0	0	0	32(9)	21(7)	49(22)	0	0	0	78	37	27	51
26	0	0	0	2	2	2	0	0	0	18(6)	25(7)	42(21)	0	0	0	71	20	27	44
27	0	0	0	1	0	3	0	0	0	15(5)	28(12)	29(14)	0	0	0	60	16	28	32
28	0	0	0	4	6	1	0	0	0	16(9)	25(15)	20(8)	0	0	0	52	20	31	21
計	3	3		730	729		1	1		265 (100)	245 (92)		6	6		1,005	984		

- (注) 1 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。
 2 平成8年度の「調停」の受付件数には分離事件が2件、26年度の「裁定」の受付件数には分離事件が1件含まれている。
 3 「裁定」の()内の数字は、原因裁定事件数で、内数である。
 4 本表において、「新規受付」とは新たな申請がなされた事件、「終結」とは紛争処理手続を終えた事件、「未済」とは終結に至っていない事件をいう。
 5 このほか、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連し、慰謝料額等変更申請が平成28年度までに563件係属した。

2 公害紛争の近年の特徴及び課題への取組

(1) 近年の特徴及び課題

公害紛争の処理状況について、近年見られる主な特徴及び課題は、以下のとおりである。

ア 係属事件の特徴

(7) 騒音をめぐる事件の増加

公害紛争処理法第2条の規定により、公害紛争処理制度の対象となる公害の種類は、いわゆる「典型7公害」（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭）とされている。

平成28年度は、その中でも航空機騒音に関する紛争、幼稚園からの騒音に関する紛争、低周波音に関する紛争など、騒音事件の割合が高くなってきており、委員会においては係属事件に占める騒音事件の割合が約4割、受付事件に占める騒音事件の割合が7割となっている。

(イ) 調停事件から裁定事件への変化

かつては、調停事件が委員会の各年度の受付件数の大半を占めていたが、近年は裁定事件がその大半を占めている（表2）。平成28年度に委員会に係属した事件は52件で、うち45件が裁定事件となっている。

その要因の一つとして、公害紛争処理制度の一層の周知等により、地方公共団体と委員会との連携が図られつつあることが挙げられる。市区町村等が行う公害苦情処理や都道府県公害審査会（審査会を置かない都道府県にあっては、都道府県知事。以下「都道府県公害審査会等」という。）が行う調停等では公害紛争の解決が困難な場合に、委員会が行う裁定制度の意義や内容について当事者に情報提供等がなされ、その活用が図られているものと考えられる。

(ウ) 小規模事件の割合の増加

平成28年度は、被害が広範囲にわたるような事件のほか、前年度に引き続き、比較的小規模な事件が多く係属する傾向にあることが特徴の一つとなっている。

近年、都市型・生活型の紛争が増加しており、こうした事件を含め、市区町村による公害苦情処理では解決が困難な事件について、公害紛争処理制度の活用が図られていることが、小規模事件の増加の一因と考えられる。

イ 近年の課題

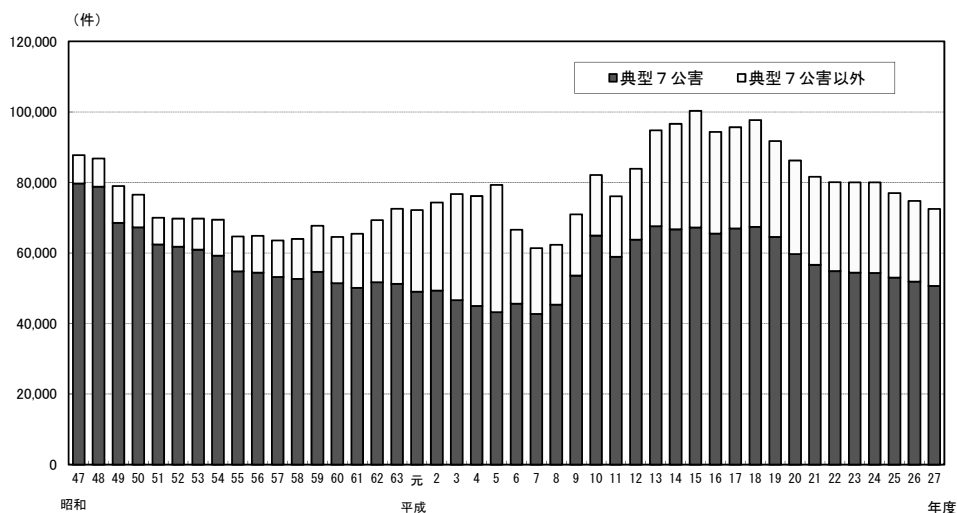
社会経済活動の変化に伴い、住宅近隣の事業所や工事現場からの騒音や悪臭を始めとして、都市型・生活型の公害に係る紛争が増加するなど、公害の態様は多様化している。こうした中、全国の地方公共団体に約7万2千件の公害苦情が寄せられる（平成27年度、図1・表3）など、公害紛争の迅速かつ適正な解決を図る公害紛争処理制度に対する社会的なニーズは、依然として根強いものと考えられる。

委員会は、現地期日の開催、事件解決のための調査の充実、国民や地方公共団体その他の関係機関に対する制度の周知等に努めているが、一方で公害紛争処理制度に対するニーズには、更なる顕在化の余地が大きいと考えられることから、引き続き公害紛争の迅速かつ適正な解決に資するよう、今後とも、多様化する公害紛争事件に着実に対応するとともに、制度の利用促進等の取組を継続していく必要がある。

こうした取組の一つとして、住民からの日常的な公害苦情処理を主として担う市区町村、公害紛争のうち都道府県の域内で発生した調停事件等の処理を担う都道府県公害審査会等及び委員会の三者の間の連携をより一層緊密化し、それぞれの役割分担を踏まえて、当事者にとって適時適切な解決手段を見いだしていくことにより、引き続き、公害苦情や公害紛争の迅速かつ適正な解決に努めていく必要がある。

また、近年、比較的小規模な事件が多く委員会に係属する傾向にあり、こうした事件では、相隣士との互譲による円満解決を期して裁定手続から調停手続への移行（2(2)才参照）を検討するなど、紛争の特性を踏まえた審理の進行について、引き続き工夫していく必要がある。

図1 地方公共団体における公害苦情受付件数の推移



- (注) 1 平成6年度から調査方法を変更したため、件数是不連続となっている。
 2 平成22年度の調査結果には、東日本大震災の影響により報告の得られなかった地域（青森県、岩手県、宮城県及び福島県内の一部市町村）の苦情件数が含まれていない。
 (資料) 「平成27年度公害苦情調査」

表3 地方公共団体における公害苦情受付件数の推移

(単位：件)

年 度	公害苦情受付 件数	対前年度増減数	対前年度増減率 (%)	公害苦情受付 指数 (昭和45年度=100)
昭和47年度	87,764	11,658	15.3	138.4
48	86,777	-987	-1.1	136.8
49	79,015	-7,762	-8.9	124.6
50	76,531	-2,484	-3.1	120.6
51	70,033	-6,498	-8.5	110.4
52	69,729	-304	-0.4	109.9
53	69,730	1	0.0	109.9
54	69,421	-309	-0.4	109.4
55	64,690	-4,731	-6.8	102.0
56	64,883	193	0.3	102.3
57	63,559	-1,324	-2.0	100.2
58	63,976	417	0.7	100.9
59	67,754	3,778	5.9	106.8
60	64,550	-3,204	-4.7	101.8
61	65,467	917	1.4	103.2
62	69,313	3,846	5.9	109.3
63	72,565	3,252	4.7	114.4
平成元年度	72,159	-406	-0.6	113.8
2	74,294	2,135	3.0	117.1
3	76,713	2,419	3.3	120.9
4	76,186	-527	-0.7	120.1
5	79,317	3,131	4.1	125.0
6	66,556	-12,761	-16.1	104.9
7	61,364	-5,192	-7.8	96.7
8	62,315	951	1.5	98.2
9	70,975	8,660	13.9	111.9
10	82,138	11,163	15.7	129.5
11	76,080	-6,058	-7.4	119.9
12	83,881	7,801	10.3	132.2
13	94,767	10,886	13.0	149.4
14	96,613	1,846	1.9	152.3
15	100,323	3,710	3.8	158.2
16	94,321	-6,002	-6.0	148.7
17	95,655	1,334	1.4	150.8
18	97,713	2,058	2.2	154.0
19	91,770	-5,943	-6.1	144.7
20	86,236	-5,534	-6.0	135.9
21	81,632	-4,604	-5.3	128.7
22	80,095	-1,537	-1.9	126.3
23	80,051	-44	-0.1	126.2
24	80,000	-51	-0.1	126.1
25	76,958	-3,042	-3.8	121.3
26	74,785	-2,173	-2.8	117.9
27	72,461	-2,324	-3.1	114.2

(注) 1 平成6年度から調査方法を変更したため、件数は不連続となっている。
 2 平成22年度の調査結果には、東日本大震災の影響により報告の得られなかった地域
 (青森県、岩手県、宮城県及び福島県内の一部市町村)の苦情件数が含まれていない。
 (資料) 「平成27年度公害苦情調査」

(2) 事件処理における取組

近年係属した事件の特徴を踏まえ、事件の具体的な処理手続においては、様々な改善や工夫などを行っている。

ア 事件の計画的な処理

公害紛争の迅速な解決に資するため、裁定事件に係る審理計画の作成、集中証拠調べの実施等により、引き続き事件の計画的な処理に努めた。

また、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づく公害等調整委員会事後評価実施計画において標準審理期間を設定しており、具体的には、裁定事件について、実績等を踏まえて、専門的な調査を要しない事件は1年3か月、専門的な調査を要する事件は2年とした。

イ 現地調査等の充実

因果関係の解明が困難な紛争については、委員会が事実の調査等を行うことにより、申請人が主張する加害行為と被害との因果関係等を明らかにすることが、紛争解決を図る上で有効となる場合がある。

専門的な知見の活用や公害紛争処理機関自らによる調査の実施は、民事訴訟等の司法的解決手段と比べ、公害紛争処理制度の大きな特徴をなすものである。平成28年度に委員会に係属した公害紛争事件の処理に当たっても、各分野の有識者である専門委員の任命（表4）や、騒音の測定・分析、土壌の調査など、申請人が主張する加害行為と被害との因果関係の解明等に必要な現地調査等（表5）を行った。

今後とも、適時適切な調査を一層充実させ、迅速かつ適正な事件処理を図ることとしている。

ウ 現地期日の開催

裁定・調停手続を進める中で証拠調べや当事者の尋問等を行う審問期日等は、原則として、東京に所在する委員会において行うこととしているが、東京から離れた所に在住する当事者の負担軽減を図るため、被害発生地等の現地で期日を開催する取組を進めてきており、平成28年度は、計5回の現地期日を開催した（表6）。

エ 本人申請への対応

近年の委員会の係属事件においては、申請人が弁護士等の代理人を立てず、申請人本人が自ら手続を行うものが多く見られる。このような場合に、当事者の事情等を考慮しながら、手続の概要や具体的な進行等について分かりやすく説明し、当事者の理解を得るよう努め、円滑な紛争解決を図っている。

オ 職権調停への移行

公害紛争処理法上、委員会に裁定申請がなされた事件であっても、審理の過程で相当と認められる場合には、職権で調停に付すことができるとされている（職権調停）。

裁定事件を審理する過程で、事実関係や両当事者の意向に照らして話し合いによる解決の見通しがある場合、両当事者間の合意を形成し調停成立を促すことにより、紛争の迅速かつ適正な解決を図っている。

平成28年度に終結した裁定事件（25件）のうち、4件が調停に付され、いずれも調停が成立した。

カ 公害紛争処理手続の電子化

公害紛争の処理手続等に関する規則（昭和47年公害等調整委員会規則第3号）の改正により、平成28年1月から、公害紛争処理手続において、裁定委員会が認めた場合には、一定の書面について電子メールを利用して提出できるようにした。

表4 平成28年度に公害等調整委員会に係属した公害紛争事件の専門委員の任命状況

	事 件 名	専 門 委員数	専 門 分 野 等
裁 定 事 件	鹿児島県馬毛島における開発工事による漁業被害原因裁定申請事件	2人	漁具漁法学、漁業生産学
			海洋生物学、生態学
	大東市における工場からの排出物質に係る大気汚染等による財産被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	1人	無機分析化学、表面分析、環境工学
	仙台市における土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件	1人	環境工学、環境地質学
	大崎市における大気汚染等による健康被害等責任裁定申請事件	2人	衛生学、環境医学、労働衛生学、疫学
			健康リスク評価学、衛生・公衆衛生学
	泉大津市における土壌汚染被害原因裁定嘱託事件	1人	土壌・地下水汚染解析、環境中微量有害物質のリスク評価、環境中放射性物質のリスク評価
	湖南市における鉄粉による大気汚染被害原因裁定申請事件	2人	分析化学（X線状態分析、表面分析）、数値解析
			腐食科学、腐食・防食
	鎌倉市における騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	1人	騒音対策、騒音の心理評価
	市川市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	2人	大気汚染対策、悪臭対策
			騒音対策、騒音の心理評価
	横浜市における騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	1人	騒音・低周波音
江東区における建設工事からの土壌汚染による健康被害原因裁定申請事件	2人	土壌汚染の効率的な評価・浄化、化学物質の環境安全管理	
		大気汚染対策、悪臭対策	
郡山市における室外機からの低周波音による健康被害等原因裁定申請事件	1人	騒音・低周波音	
台東区における冷凍庫からの低周波音による健康被害責任裁定申請事件	1人	騒音・低周波音	

裁定事件	成田市における室外機等からの騒音・低周波音等による健康被害等責任裁定申請事件	1人	振動・騒音・低周波音の研究
	墨田区における建設工事からの地盤沈下等被害原因裁定申請事件	1人	構造工学、地盤工学、建築構造、地盤基礎構造
	和歌山市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	1人	騒音対策、騒音の心理評価
調停事件	不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件	1人	医学（神経内科）
	徳島市における土壌汚染等による健康被害等調停申請事件	1人	環境工学、廃棄物資源循環工学

表5 平成28年度における主な現地調査等の実施状況

事件名	実施年月	備考
江東区における建設工事からの土壌汚染による健康被害原因裁定申請事件	平成28年6月	委託調査
台東区における冷凍庫からの低周波音による健康被害責任裁定申請事件	平成28年7月	委託調査
大崎市における大気汚染等による健康被害等責任裁定申請事件	平成28年7月	委託調査
横浜市における騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	平成28年8月	委託調査
不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件（慰謝料額等変更申請も含む。）	平成28年9月 平成28年10月	現地調査

(注) 1 この表において、「現地調査」とは、裁定（調停）委員長又は裁定（調停）委員が被害発生地等に出向いて行う調査を、「委託調査」とは、予算（調査費）を支出し外部の者に委託して行う調査をいう。

2 「実施年月」欄は、「現地調査」については被害発生地等を往訪した年月を、「委託調査」については当該調査に係る契約の年月を記載している。

表6 平成28年度における現地期日の開催状況

開催年月	場所	事件名	備考
平成28年5月	熊本県水俣市	不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件	第1回調停期日
平成28年7月	京都府京都市	湖南市における鉄粉による大気汚染被害原因裁定申請事件	第3回審問期日 ^(注)
平成28年9月	福島県郡山市	郡山市における室外機からの低周波音による健康被害等原因裁定申請事件	第2回審問期日
平成29年1月	長崎県佐世保市	不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件	第1回調停期日
平成29年2月	岐阜県岐阜市	不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件	第1回調停期日

(注) 平成28年7月25日に開催した第3回審問期日において、公害紛争処理法第42条の33の規定により準用する同法第42条の24第1項の規定により、職権で調停に付し、同日、第1回調停期日を開催した。

(3) 周知・広報活動の取組

公害紛争処理制度の一層の周知を図るため、平成28年度においては、次のような活動に取り組んだ。

ア 公害苦情処理を担う市区役所等への周知

首都圏を中心に、公害苦情処理を担う全国の市区役所等を訪問し、公害紛争処理制度の紹介や公害苦情処理に関する情報・意見交換等を行った。

また、従来から都道府県等が行っている研修会に講師を派遣しており、平成28年度は栃木県及び東京都の研修会において公害紛争処理制度等の講演を行った。

イ 法曹関係者への周知

全国の高等裁判所・地方裁判所に対し、公害をめぐる民事訴訟において、受訴裁判所が委員会に原因裁定を囑託することができる（公害紛争処理法第42条の32）旨の認知拡大を図った。また、紛争処理手続に不慣れな利用者でも申請や審理に円滑に対応できるようにする上で、法曹界の協力が重要であることから、各都道府県の弁護士会、日本司法支援センター（法テラス）、司法修習生等と、公害紛争事件の効果的な解決策に関し、情報・意見交換を行った。

ウ 機関誌「ちょうせい」

委員会の取組や最近の公害紛争処理事例等を紹介する機関誌「ちょうせい」を平成28年5月、8月、11月及び29年2月の計4回作成し、委員会のホームページに掲載するとともに、各都道府県の担当者等に掲載されたページについて周知した。

エ 政府広報の活用

内閣府政府広報室の協力を得て、平成29年3月に政府広報BSテレビ番組「霞が関からお知らせします2017」において、公害紛争処理制度の紹介を行った。

オ その他

広報誌「総務省」平成28年12月号の「MIC NEWS」コーナーにおいて、公害紛争処理制度について紹介した。また、総務省平成28年度業務案内パンフレットに委員会の紹介を掲載した。

3 都道府県・市区町村との連携

(1) 都道府県・市区町村との情報共有

公害紛争処理法に基づき公害紛争を処理する機関として、国の委員会のほか、都道府県に都道府県公害審査会等が設置されており、それぞれの管轄に応じ、独立して紛争の解決に当たっている。

委員会は、いわゆる重大事件、広域処理事件及び県際事件に関するあっせん、調停及び仲裁（公害紛争処理法第24条第1項）を管轄するとともに、専属で裁定（同法第42条の12及び第42条の27）を行うこととされている。一方、都道府県公害審査会等は、域内で発生した事件に関するあっせん、調停及び仲裁を管轄することとされている（同法第24条第2項）。都道府県公害審査会等においては、平成28年度は95件の事件が係属し、56件が終結するなど、事件の適正な処理に努めている（表7）。

また、市区町村は、住民から日常的に寄せられる公害苦情に対応している。

委員会と都道府県・市区町村が、紛争の解決について情報共有をし、相互の連携を強化することは、公害紛争処理制度全体の効果的な運用を図るために欠かすことのできない活動である。

委員会は、様々な公害紛争事例を調査・分析し、また、市区町村等による苦情処理の実態を把握する調査を実施し、これらの結果を公害苦情処理事例集として都道府県・市区町村に提供するとともに、以下のとおり、相互の連携を図っている。

- ① 都道府県公害審査会等の会長等を対象に、毎年度、公害紛争処理連絡協議会を開催し（平成28年度は、6月2日に第46回協議会を開催）、公害紛争処理をめぐる様々な論点、都道府県公害審査会等の事件処理や市区町村の公害苦情処理の実情等についての情報・意見交換を行っている。
- ② 各都道府県の公害紛争処理担当職員を対象に、毎年度、公害紛争処理関係ブロック会議を開催し（平成28年度は、10月中旬から11月上旬にかけて、第47回会議を開催）、各都道府県における公害紛争の動向や、公害紛争処理と公害苦情処理の連携等についての情報・意見交換を行っている。
- ③ 全国の主な市区の公害苦情相談担当職員を対象に、毎年度、公害苦情相談員等ブロック会議を開催し（平成28年度は、10月中旬から11月中旬にかけて、第41回会議を開催）、公害苦情処理の事例研究や公害紛争処理制度についての情報提供を行っている。

また、委員会には、電話や電子メールなどにより、国民から公害紛争処理制度についての問合せ等も多数寄せられている。この際、相談内容を的確に把握した上で、市区町村の公害苦情処理手続や都道府県公害審査会等の調停、委員会の裁定など、問題の解決のために適切と考えられる方法を相談者に紹介する一方、紹介先の機関とも連携を図ることにより、問題の円滑な解決に努めている。

表7 都道府県公害審査会等に係属した事件の受付及び終結の状況

(単位：件)

区分 年度	受付件数					終結件数					年度末 係属件数
	合計	あっせん	調停	仲裁	義務 履行 勧告	合計	成立	打ち切り	取下げ	その他	
昭和											
45・46	25	8	17	0	0	15	10	2	2	1	10
47	25	3	20	2	0	14	8	4	1	1	21
48	30	6	23	1	0	28	19	6	3	0	23
49	24	4	19	1	0	27	22	5	0	0	20
50	21	3	18	0	0	22	9	9	4	0	19
51	22	3	19	0	0	21	12	5	4	0	20
52	25	1	24	0	0	15	12	1	2	0	30
53	22	2	20	0	0	21	11	6	4	0	31
54	22	1	21	0	0	24	12	7	5	0	29
55	27	0	27	0	0	22	13	8	1	0	34
56	19	1	18	0	0	21	4	13	4	0	32
57	15	0	15	0	0	23	13	8	2	0	24
58	26	0	26	0	0	19	12	5	0	2	31
59	20	1	19	0	0	24	14	5	5	0	27
60	29	0	29	0	0	21	11	9	1	0	35
61	23	0	23	0	0	26	18	6	2	0	32
62	29	0	28	0	1	28	15	10	1	2	33
63	28	1	25	0	2	22	11	7	4	0	39
平成 元	36	0	36	0	0	25	13	6	4	2	50
2	57	0	57	0	0	40	9	23	5	3	67
3	43	0	43	0	0	43	15	20	8	0	67
4	51	0	51	0	0	36	7	22	6	1	82
5	44	0	44	0	0	53	24	22	5	2	73
6	32	0	30	0	2	52	16	28	4	4	53
7	39	0	39	0	0	41	16	19	6	0	51
8	43	0	42	0	1	36	9	24	1	2	58
9	51	1	49	0	1	40	14	18	6	2	69
10	39	1	38	0	0	45	22	17	5	1	63
11	26	0	25	0	1	36	10	24	2	0	53
12	31	0	30	0	1	35	13	16	5	1	49
13	31	0	30	0	1	28	9	18	0	1	52
14	30	0	30	0	0	35	15	15	4	1	47
15	33	0	33	0	0	34	15	18	0	1	46
16	41	0	40	0	1	45	18	22	5	0	42
17	36	0	36	0	0	31	11	17	3	0	47
18	32	0	30	0	2	35	13	19	2	1	44
19	42	0	42	0	0	39	11	19	9	0	47
20	37	0	36	0	1	39	15	17	7	0	45
21	42	0	42	0	0	48	23	16	9	0	39
22	29	0	29	0	0	35	8	23	3	1	33
23	36	0	36	0	0	34	13	18	3	0	35
24	35	0	35	0	0	37	11	21	4	1	33
25	39	0	39	0	0	30	4	23	2	1	42
26	40	1	39	0	0	42	13	24	5	0	40
27	47	0	47	0	0	43	16	23	3	1	44
28	51	0	51	0	0	56	20	27	8	1	39
計	1,525	37	1,470	4	14	1,486	609	675	169	33	

- (注) 1 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。
 2 昭和45年11月1日～49年10月31日の間の「和解の仲介」は、「あっせん」に含めた。
 3 昭和56年度受付件数欄のあっせん1件は、職権によるあっせんである。

(2) 都道府県公害審査会等を経て公害等調整委員会に係属した事件

都道府県公害審査会等に係属した調停事件の中には、係属後、委員会に裁定の申請がなされたものがある。例えば、都道府県公害審査会等の手続進行中に、当事者から因果関係の存否に関する委員会の判断を求めて原因裁定の申請がなされたものや、都道府県公害審査会等の係属事件として終結した後に、裁定の申請がなされたものがこれに該当する。

平成28年度に委員会に係属した事件のうち、都道府県公害審査会等に一度係属した後に裁定の申請がなされたものは、表8のとおりとなっている。

表8 平成28年度に都道府県公害審査会等を経て公害等調整委員会に係属した事件

都道府県 公害審査会等	事 件 名	受付年月日	終結年月日
千葉県 公害審査会	市川市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	H25. 12. 26	
和歌山県知事	和歌山市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	28. 8. 1	
神奈川県 公害審査会	横浜市における運動施設からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件	28. 12. 16	
高知県 公害審査会	高知市における工場からの悪臭・騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	29. 2. 6	
高知県 公害審査会	高知市における工場からの悪臭・騒音等による健康被害等原因裁定申請事件	29. 2. 6	
神奈川県 公害審査会	川崎市における幼稚園からの騒音被害責任裁定申請事件	29. 3. 13	

第 2 章 土地利用の調整の処理状況

1 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定

平成28年度に委員会に係属した不服の裁定事件は、前年度から繰り越された1件と28年度に新たに受け付けた6件の計7件であり、うち4件が28年度中に終結し、3件が29年度に繰り越された（表9）。

表 9 平成28年度に公害等調整委員会に係属した鉱業等に係る土地利用の調整関係事件一覧

	事 件 名	受付年月日	終結年月日
鉱業等に係る行政処分に対する不服裁定事件	福岡県筑紫郡那珂川町地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	H27. 11. 24	H28. 8. 30 認容
	滋賀県甲賀市信楽町地内の岩石採取計画変更認可処分に対する取消裁定申請事件	28. 4. 19 28. 6. 30 28. 7. 4	29. 3. 6 取下げ
	三重県尾鷲市大字南浦地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	28. 10. 27 29. 3. 30	
	山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分等に対する取消裁定申請事件	29. 2. 20	
	合 計	7 件	4 件

2 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等

平成28年度に委員会に係属した事案は、前年度から繰り越された14件と28年度に新たに受け付けた27件の計41件である。このうち、14件が28年度中に処理され、残りの27件は29年度に繰り越された。なお、28年度に係属した41件は、全て土地収用法（昭和26年法律第219号）に基づく審査請求に関する国土交通大臣からの意見照会への回答事案となっている。

また、平成28年度に新たに受け付けた事案の内訳は、事業認定に関する処分を不服とするものが21件、収用委員会の裁決を不服とするものが6件である。